工場立地法届出の手引き

1.工場立地法について

（１）法律について

この法律は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施し、工場立地に関する準則を公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民福祉に寄与することを目的としています。

（２）届出〈着工の 90 日前に提出）

工場立地法により、特定工場の新設又は変更をしようとするときは、届出をしなければなりません。なお、用途の変更又は敷地面積もしくは建築面積を増加することにより、新たに特定工場となる場合も届出の対象となります。

届出が受理された日から 90 日（短縮申請の場合は 30 日）を経過した後でなければ、原則として特定工場を新設又は変更することができません。

（３）特定工場

届出の対象となる**「特定工場」**とは、**製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業・ガス供給業・熱供給業**に係る**敷地面積９,000 ㎡以上または建築面積 3000 ㎡以上**の規模の工場をいいます。

工場立地法の届出のフロー図

●対象工場

対象工場は

敷地面積　9,０００㎡以上 又は **建築面積　3,０００㎡以上**	の	・**製造業** ・**電気供給業** ・**ガス供給業** ・**熱供給業**	**に係る工場**

●届出

・特定工場を新設または変更する場合は、事前に届出が必要です。

・届出は、着工日の 90 日前までですが、勧告の要件に該当しないと認められる場合は**短縮申請により 30 日前までに**短縮できます。

●フロー図

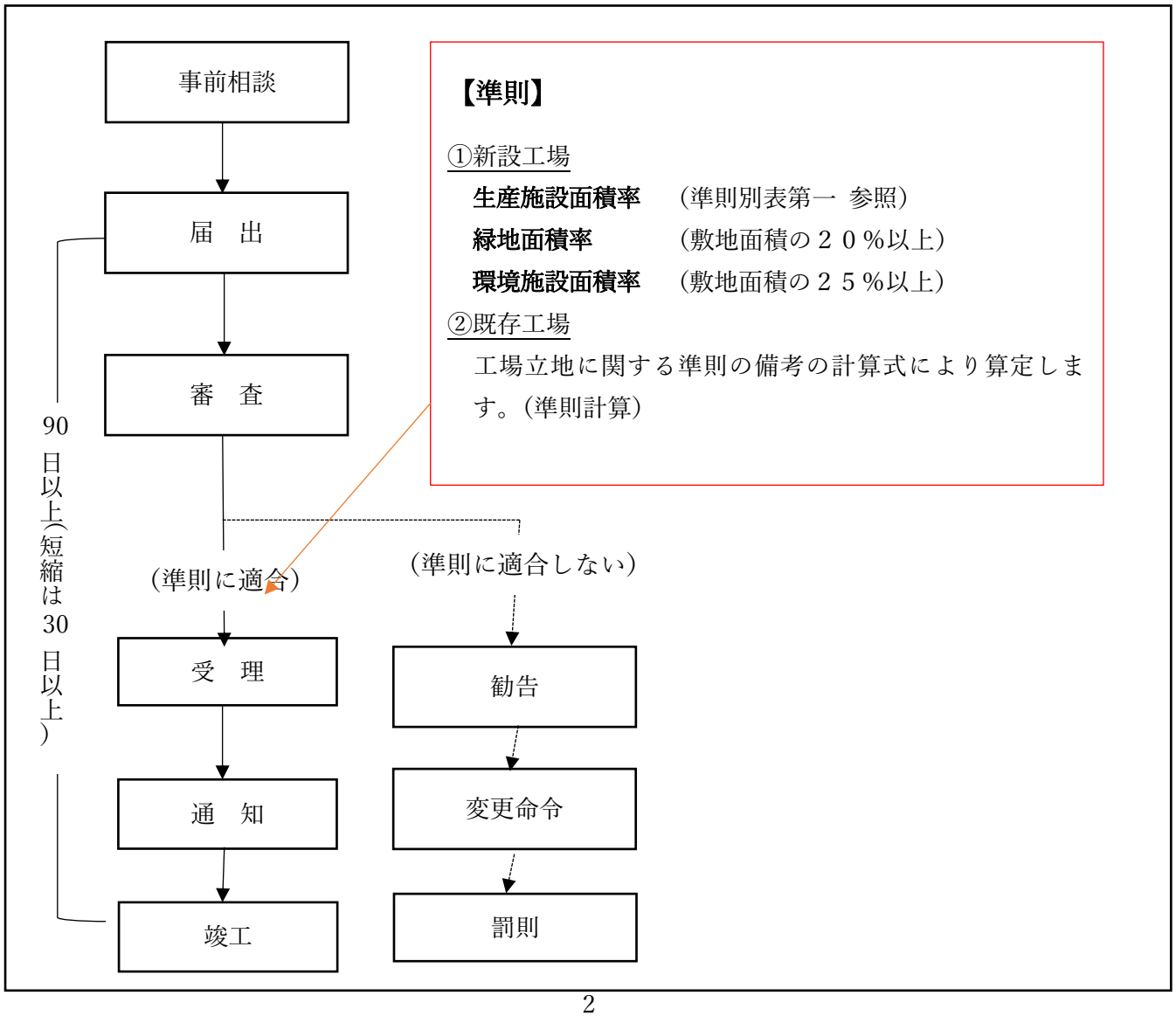

２．準則で定められた基準

①～③の基準を

①生産施設面積

生産施設の面積の敷地に対する割合は、業種毎に定められた割合以下とする（準則別表第一）。

別表第一（第一条及び（備考）関係）

業種の区分		敷地面積に対する生産施設の面積の割合
第一種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	３０／１００
第二種	伸鉄業	４０／１００
第三種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）	４５／１００
第四種	鋼管製造業及び電気供給業	５０／１００
第五種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	５５／１００
第六種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	６０／１００
第七種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	６５／１００

②緑地面積

緑地の面積の敷地面積に対する割合（緑地面積率）は、<u>２０％以上</u>とする。

※開発行為での許可基準は１５％です。

③環境施設面積

環境施設（緑地を含む。）面積の敷地面積に対する割合（環境施設面積率）は、<u>２５％以上</u>とする。

※市内に上記の基準が緩和された地域(工場地域)はございません。

３．用語の解説等

（１）製造業等

◇定義

製造業等の範囲は、原則として日本標準産業分類による製造業、電気供給業、ガス供給業または熱供給業とされています。

(ｱ) 製造業に含まれる物品の加工修理業とは、製造と修理または賃加工（他の業種の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受け取ること）と修理を合わせて行う船舶製造・修理業、鉄道車両製造業等の事業をいいます。

(ｲ) 自動車整備業のように単に修理のみを行うものは含まれません。

(ｳ) 変電所、ガス供給所、石油油槽所等は生産施設を有しないので含まれません。

(ｴ) 独立した本社、支店、営業所、倉庫、中継所等は含まれません。

（２）敷地面積

◇定義

工場等の敷地面積とは、工場等の用に供する土地の全面積をいいます。

(ｱ) 所有形態は問いません。(借地でも工場敷地として扱います。)

(ｲ) 社宅、寮、病院の敷地及びこれらの施設の用地として明確な計画のあるものは工場敷地に福間ラマ線。社宅、寮、病院の敷地に明確な仕切りがなく面積が定められない場合は、それら施設の「建築面積÷０．６」を敷地面積から除外します。

(ｳ) 公有水面に材木を浮かべた貯木場や浮きドック、桟橋等の面積は敷地面積に含めません。

(ｴ) 道路、河川、鉄道等に分断されている場合でも、生産工程上、環境保全上若しくは管理運営上極めて密接な関係があり一体をなし低ルンバ愛は、一つの工場敷地として捉えます。

(ｵ) 同じ事業者の営む製造業以外の事業のように供する土地が、工場のように供する土地に一体的に含まれている場合は、全体を工場敷地として取り扱います。ただし、製造業以外の事業のように供する土地が道路等で明確に区分されており管理運営も別々である場合は、該当土地は工場敷地になりません。

（３）生産施設

◇定義

製造業における物品の製造工程(加工修理工程を含む)、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程または熱供給業における熱発生工程(以下「製造工程」

という。）を形成する機械または装置（製造工程等形成施設）が設置される建築物または製造工程等形成施設で前記建設物の外に設置されるもの

〈生産施設に該当しない主な施設〉

(ｱ)事務所、研究所、食堂棟で独立の建物は生産施設としません。

(ｲ)倉庫関連施設としての原材料、資源、製品または機器類の倉庫、置き場、タンク等の貯蔵のための独立した施設は生産施設ではありませんが、半製品または中間製品のタンクや倉庫で製造工程の区画内にあるものは生産施設とします。

(ｳ)出荷、輸送関連施設は生産施設ではありませんが、生産工程の一環として製品の包装・梱包を継続して行う施設は生産施設とします。

(ｴ)製品の検査が生産工程の一環として行われる検査所、試験室は生産施設ではありません。

(ｵ)自らの工場における排出物を処理するための施設は公害防止施設とし生産施設ではありません。

◇生産施設の面積測定方法

生産施設の面積は原則として投影法による**水平投影面積**を測定します。

（いわゆる延べ床面積ではありません。）

工場等の建築面積の測り方と同様に建築基準法施行令第２条第１項第２号の算定方法によります。

建築物の一部に製造工程等を形成する機械または装置が設置される場合における生産施設の面積は、原則として、当該建築物の全水平投影面積としますが、同一建築物内の原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所または食堂で会って壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物と見なされるものがある場合は、当該床面積を除いた面積とします。

（４）緑地

◇定義

次の(ｱ)又は(ｲ)に適合すると土地又は施設(建築物その他の施設に設けられるものであって、その屋上その他の屋外に設けられるものに限ります(建築物屋上等緑化施設)。)とします。

(ｱ) 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの

(ｲ) 低木又は芝その他の地被植物(雑草等の手入れがなされているものに限る。）で、表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設

◇緑地として認められるもの

(ｱ) 苗木床・花壇（地面や壁面等に固定されており、容易に移設することができないものに限る。）

(ｲ) いわゆる雑草地であっても、植生美観等の観点から良好な状態に維持管理されているもの。

◇緑地として認められないもの

野菜畑、音質、ビニールハウス

◇樹木の植栽方法

(ｱ) 平均的に植栽する場合

樹木の植栽方法は区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体が緑地と認められるように当該区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体に平均的に植栽しなければなりません。(例１)

(例 1)

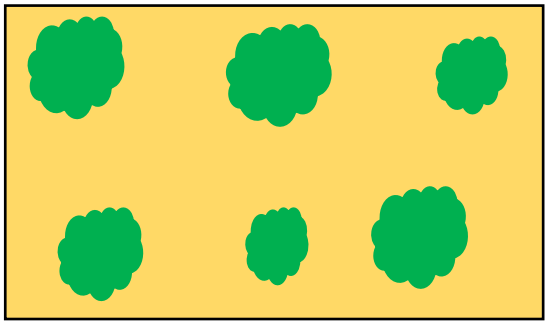

(ｲ) 平均的に植栽しない場合

平均的に植栽しない場合（区画されたとちまたは建築物屋上等緑化施設の一部にまとめて植栽する場合等）は、裸地の部分を除いて、残りの植栽部分を実質的に区画された土地又は建築物屋上等緑化施設としなければなりません。（例 2）

（例２）

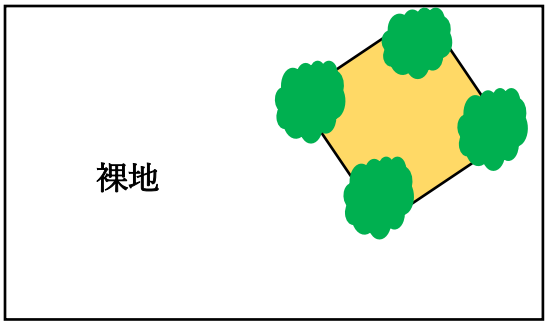

(ｳ) 平均的に植栽しているものの、区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体を緑地とはみなさない場合

平均的に植栽しているものの(樹木を区画の四隅にのみ植栽している等)、樹木を適当な間隔で植栽しない場合は、区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体を緑地とはみなさず、裸地の部分を除いて、残りの植栽部分を単独の樹木等として取り扱います。（例 3）

（例３）

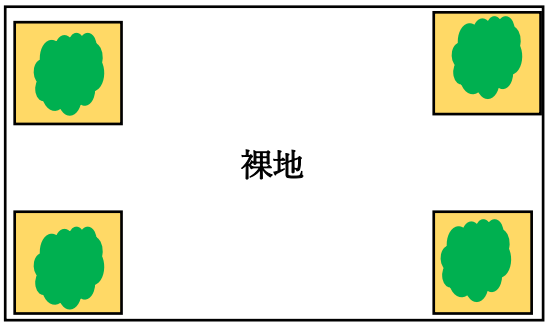

◇緑地の面積の測定方法

(ｱ) 緑地の面積の測定方法

樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設で、柵、置石、塀等により区画されているものについては、当該土地又は建築物屋上等緑化施設の区画の面積を緑地面積として測定します。

(ｲ) 区画されていないものの取り扱い１

樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設で、柵、置石、塀等により区画されているものについては、外側にある各樹木の幹を直線で結んだ線で囲まれる面積を緑地面積として測定します。(例４)

（例４）

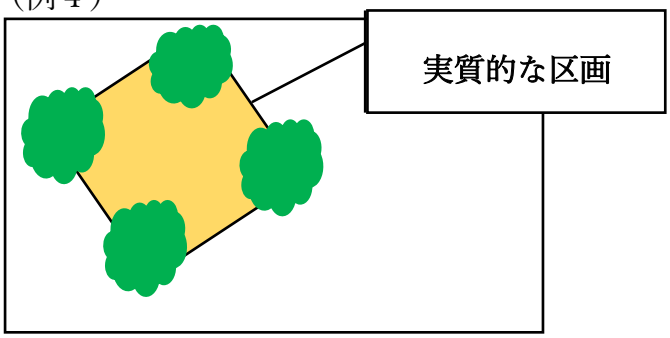

(ｳ) 区画されていないものの取扱い２

一列の並木上に樹木が生育し、区画されていない場合には、両端の樹木に沿って測った距離に１mを乗じた面積を緑地面積として測定します。(例５)

（例５）

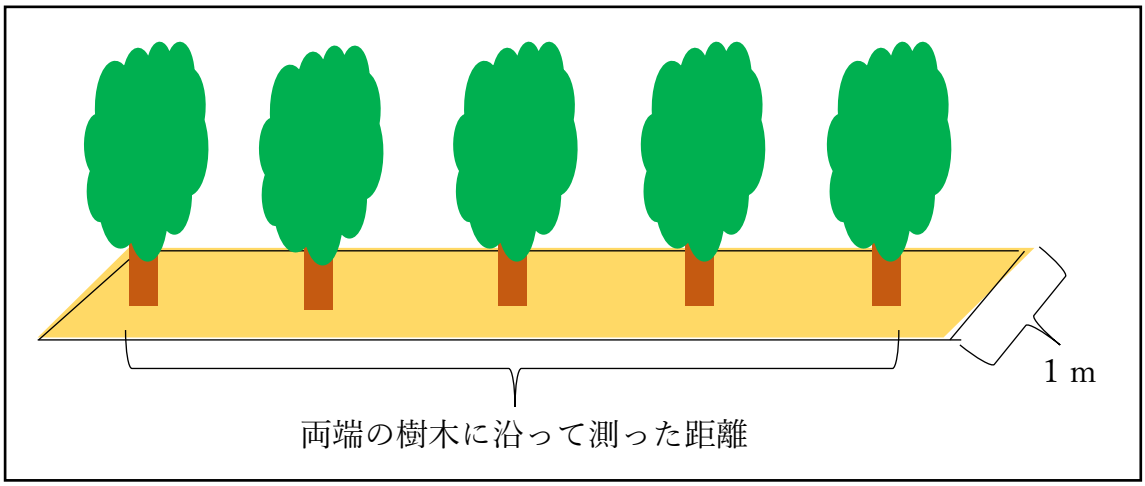

(ｴ) 単独の樹木の取扱い

単独の樹木については、当該樹冠の水平投影面積を緑地面積として測定します。(例６)

（例６）

(ｵ) 低木又は島その他の地被植物の取扱い

低木又は柴その他の地被植物で表面が覆われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積については、当該表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積を緑地面積として測定します。

(ｶ) 緑地以外の環境施設が樹林地で囲まれている場合の取扱い

緑地以外の環境施設が樹木の生育する緑地(樹林地)で囲まれており、かつ、緑地の面積が緑地以外の環境施設の面積の２倍程度以上である場合で、緑地以外の環境施設の面積も含めて、「◇定義」の(ｱ)に適合する場合は緑地以外の環境施設の面積も緑地の面積として測定します。(例７、８)

（例７）

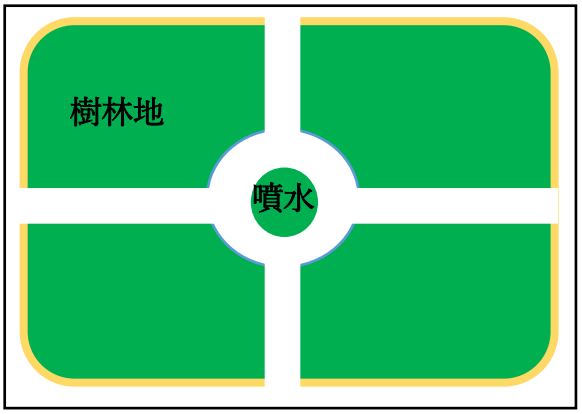

（例８）

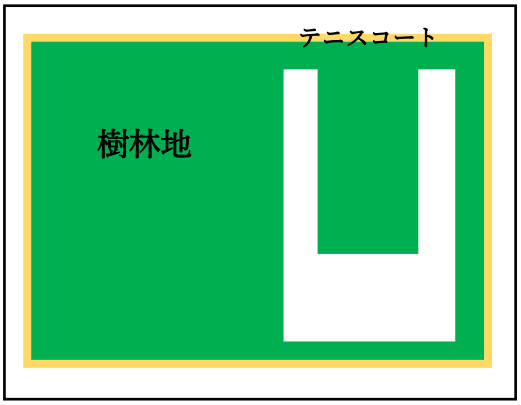

(ｷ) 樹木と芝の混合した緑地において、芝生の中に樹木が生育している区画された土地又は建築物屋上等緑地化施設が「◇定義」の(ｱ)及び(ｲ)の両方に適合する場合は、緑地は当該区画された面積を測定します。(二重にカウントしません)

区画された土地又は建築物屋上等緑化施設の中に芝生と樹木が混在している場合で、樹木を適当な間隔で平均的に植栽していると認められない場合には、(ｲ)又は(ｴ)のいずれかの方法により緑地として測定します。(例９)

(例９)

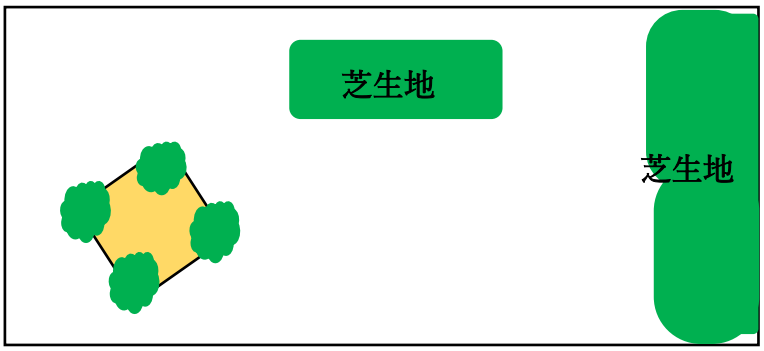

(ｸ) 法面(斜面)を緑化した場合の緑地の面積は法面(斜面)の水平投影面積を測定します。

(ｹ) 建築物その他の施設の直立している部分(直立壁面)において緑化施設を設置した場合の緑地の面積は、緑化しようとする部分の水平延長に１ｍを乗じた面積とします。ただし、傾斜した壁面においては、緑化しようとする部分の水平投影面積とします。

（５）緑地以外の環境施設

◇定義

次に掲げる土地または施設であって工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものとします。

(ｱ) 次に掲げる施設のように供する区画された土地(緑地と重複する部分を除きます。)

・噴水、水流、池その他の修景施設

・屋外運動場

・広場

・屋内運動施設

・教養文化施設

・雨水浸透施設

・太陽光発電施設

・上に掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの

(ｲ) 太陽光発電施設のうち建築物当施設の屋上その他の屋外に設置されるもの(緑地又は(ｱ)に規定する土地と重複するものを除きます。)

◇緑地以外の環境施設の面積の測定方法

(ｱ) 緑地以外の環境施設の面積の測定方法

緑地以外の環境施設は柵、置石、塀等で区画された土地又は施設の面積（屋内運動施設、教養文化施設、(ｱ)及び(ｲ)に規定する太陽光発電施設にあっては、投影法による当該建築物の水平投影面積。雨水浸透施設で地中に埋設されるものにあっては、当該施設が地表に出ている面積)を環境施設面積として測定します。

(ｲ) 体育館、クラブハウス等が環境施設に付置され一体をなしている場合の取扱い

クラブハウス、研修所等(福利厚生施設をいい、食堂、休憩所を含む。）であって周辺の地域の生活環境の保持に特に寄与するものと認められないものは、緑地以外の環境施設ではありませんが、緑地その他の環境施設に付置され一体をなしている場合は、専ら従業員の利用に供する体育館、クラブハウス等の面積を除外する必要はありません。

具体的には、環境施設に体育館、クラブハウス等の面積の５倍程度以上である場合に行うものとします。この場合において体育館等の面積は緑地以外の環境施設の面積として測定するものとします。

（６）重複

◇樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と緑地以外の施設が重複する場合の取扱い

樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と緑地以外の施設が重複する場合、当該重複部分は生産施設としても取り扱います。

◇建築物屋上等緑化施設が互いに重複した場合の取扱い

２以上の建築物屋上等緑化施設が互いに重複する場合は、その重複する部分の面積については、当該建設物屋上等緑化施設のうちのいずれかの建築物屋上等緑化施設の面積とし、ほかの建築物屋上等緑化施設の面積とはしません。

（例えば、屋上に設置された緑化施設と各階に設置された緑化施設が重複する場合、それらの緑化施設のうちのいずれかの緑化施設の面積を緑地の面積とします。）

◇屋内運動施設又は教養文化施設と生産施設等が重複する場合の取扱い

生産施設、事務所、倉庫、食堂棟環境施設以外の施設と重複する場合（１階が生産施設で２階に体育館がある建築物等）は当該施設は環境施設としません。

◇(3)(ｱ)の太陽光発電施設と生産施設が重複する場合の取扱い

(3)(ｱ)の太陽光発電施設と生産施設が重複する場合は、当該重複部分についてはそのいずれかの緑地以外の環境施設とし、ほかの緑地以外の環境施設とはしません。

◇緑地以外の環境施設が互いに重複した場合の取扱い

２以上の緑地以外の環境施設が互いに重複する場合は、当該重複部分は環境施設とします。ただし、当該重複部分は生産施設としても取り扱います。

◇雨水浸透施設と環境施設以外の施設が重複する場合の取扱い

駐車場、構内道路等環境施設以外の施設であって、生産工程に関係するものと重複する場合は、環境施設としません。

ただし、駐車場から屋内運動場や教養文化施設といった施設への誘導路が整備されているなどにより実質的に生産工程との関係がないとみなされる場合はこの限りではありません。

４．届出について

（１）届出手続きについて

届出部数は、**正本１部・写し１部**です。（写しは受領印押印後、後日、控えとしてお返しします。次回変更届出書作成時に必要となりますので、保管お願いします。）

〈提出先〉
天理市産業振興課　TEL：0743－63－1001
天理市役所地下１階しごとセンター内

（２）届出の種類

◇新設・変更等による届出

①届出が必要な場合	・特定工場を新設する場合 ・特定工場の届出内容を変更する場合 （届出の要否は(ｱ)及び(ｲ)のとおりです。）
②届出時期	・新設・変更等の 90 日前までの届出 ・短縮申請*が可能（法第 11 条第 2 項）
③提出時期	・別表のとおり

※短縮申請

新設や変更の届出は、通常、着工日の 90 日前までに届け出ることとされていますが、届出内容が、法第 9 条の勧告の要件に該当しないと認められる場合（準則等を満たしている場合等）は、着工日の 30 日前まで届出の期間を短縮できる取扱いをしています。

◇変更届出が必要な場合

(ｱ) 特定工場における製品を変更するとき。ただし、届出が必要な場合は以下の場合です。

・ 日本標準産業分類における小分類に属する業種が、ほかの小分類に属する業種となるような変更を行う場合。（廃止、追加の場合を含む。）

・生産施設面積率の準則値が変わるような業種の変更を行う場合。

・既存生産施設用敷地計算係数が変わるような業種の変更を行う場合。

(ｲ) 敷地面積を増加又は減少させるとき。

(ｳ) 生産施設を増設するとき。

(ｴ) 緑地、環境施設を撤去するとき。

◇変更届出の必要ない場合

・単なる空き地や駐車場等の環境施設（緑地面積を含む）でない場所に、倉庫、事務所等を建設するとき。

書類の名称	備考	新設	変更
様式Ｂ：特定工場新設(変更)届出又は実施制限期間の短縮申請書(一般用)		○	○
別紙１：特定工場における生産施設の面積		○	A
別紙２：特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置		○	A
別紙３：工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置	工場団地の特例を申請する場合は添付すること	該	該
別紙４：隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	工場集合地の特例を申請する場合は添付すること	該	該
様式例第１：事業概要説明書		○	○
様式例第２：生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他主要施設の配置図		○	○
様式例第３：特定工場用地利用状況説明書		○	○
様式例第４：特定工場の新設等のための工事の日程		○	○
準則計算表	既存工場のみ	該	B
準則計算推移表	既存工場のみ	該	B
会社案内パンフレット		○	×

○ ･･･ 必ず提出が必要

A ･･･ 該当届出において変更のある場合に提出が必要

B ･･･ 生産施設の変更がある場合に提出が必要

該 ･･･ 該当する場合のみ提出が必要

× ･･･ 該当なし